

病気やケガで診療できなくなったときのために

# 第2休業保障

こんな先生に最適です

- ・60歳になり、保険医休保が80→50になった
- ・70歳になり、保険医休保が50→30になった

は無事故返戻金は実施されま

(二〇一三年度加入分について

第2休業保障は、保団連の「保険医休業保障共済保険」(休保)を補充する制度です。休保と合わせて保険金額を増やしたい、あるいは年齢オーバーや既往症などにより加入できないという先生方は、この機会に第2休業保障をぜひご検討ください。

なお、二〇一四年四月一日加入分より、入院による就業不能の場合の免責日数ゼロおよび天災危険補償をプラスして内容の充実をはかる一方、無事故戻し制度が廃止になりました。

☆月額 300万円まで加入可

☆既往症があっても告知すれば加入可。(加入できない疾病もあります)

☆保険料は法人負担で損金(個人事業主は不可)

☆74歳まで 加入可

☆入院は免責日数ゼロ \*就業不能1日目から入院した場合

☆健康状況は告知のみ

☆自然災害(地震・津波)のケガによる就業不能も補償

## 加入資格

保険医協会の会員、および一般事務に従事する配偶者

奥様も 加入できます



## 経営税務講習会

# 税制改正の動向と いまさら聞けない確定申告のイロハ

### 開業五年未満・経営に詳しくない先生方へ

講師

協会顧問税理士 橋本 邁 氏

日時 2月13日(木) 午後7時30分

会場 富山電気ビル 4階 8号室



昨年の講習会のようすです



四月から消費税が増税されます。経営環境は厳しさが増すばかりで、今まで以上に医療経営の基本を押さえることが大切になってきます。今回は借入金、専従者給与、減価償却、措置法選択について解説します。

## 加入資格

保険医協会の会員、および一般事務に従事する配偶者

奥様も 加入できます



医師・歯科医師		
保障金額	1口10万円(30口限度)	
免責期間	4日	7日
25~29歳	1,050円	1,000円
30~34歳	1,280円	1,240円
35~39歳	1,450円	1,410円
40~44歳	1,810円	1,770円
45~49歳	2,070円	2,040円
50~54歳	2,400円	2,370円
55~59歳	2,490円	2,470円
60~64歳	2,610円	2,590円
65~69歳	3,140円	3,110円
70~74歳	5,230円	5,190円

一般事務職		
保障金額	1口5万円(60口限度)	
免責期間	4日	7日
25~29歳	525円	500円
30~34歳	640円	620円
35~39歳	725円	705円
40~44歳	905円	885円
45~49歳	1,035円	1,020円
50~54歳	1,200円	1,185円
55~59歳	1,245円	1,235円
60~64歳	1,305円	1,295円
65~69歳	1,570円	1,555円
70~74歳	2,615円	2,595円

## 最新版 (2013年12月発行)

# 『医院経営と雇用管理』 発行のご案内

従業員雇用のトラブル解決や働きやすい職場づくりのために頼りになる1冊です。最新版は、会員の先生方や専門家の方々から寄せられている意見や、この間の労働契約法、パート労働法、継続雇用、パワハラなどの改正等をふまえた内容となっています。

なお、今期はこの冊子をテキストに監修された桂好志郎氏を講師に「雇用管理研修会」を予定しています。



会員価格 1,000円  
(定価 1,500円)

「監修にあたって」(桂好志郎・社会保険労務士)、「医院のための雇用管理の基礎知識」、「パート職員の雇用管理」、「求人と採用・試用期間」、「職場における規律」、「労働時間・休憩時間」、「休日・休暇」、「賃金」、「安全衛生・健康管理」、「労働保険・社会保険」、「女性に関する特別規制」、「育児・介護休業制度」、「セクシュアルハラスメント」、「退職・解雇」、「懲戒」、「就業規則の意義と記載事項」など。

◇就業規則たたき台(①常勤職員版、②パート職員版)、給与規程たたき台、退職金規程たたき台、セクシュアルハラスメント等の防止に関する規程たたき台、各種給与関係資料等を掲載しています。

## 編集後記

今回改定は、二年前の「社会保障・税一体改革」方針に沿った七回のうちの二回目である。実質マイナス・二六という改定幅も噴飯ものだが、もっと重大なことがある。一つは、消費税増税の対応分が業引下げ財源から回されたことだ。これでは「名ばかり消費税対応」であり、改定原資の使い方を一方的に改定したことが既成事実となった。

もう一つは、改定とは別枠の九〇〇億円の「基金」という補助金だ。診療報酬と違って中医協での議論なしに政策誘導できる補助金は、官僚にとって非常に使い勝手が良い。

当面は医療従事者の確保、在宅医療、提供体制の整備などに限定されるというが、将来的に拡大されるおそれがある。(S・M)

## 共済部だより

### 九・十月に保険医年金に 新規加入、増口された先生へ

昨年九・十月にお申し込みされた、保険医年金の加入者証は、二月中旬までに担当の登録普及員(三井・明治安田・フコク・太陽・第一の各生保会社の職員)が先生方のお手元へお届けします。

加入者証は、保険医年金の解約・年金受給の開始時に必要になりますので、大切に保管ください。(加入者証は再発行できません。)

### 保険医年金を解約された方、年金受給中の方は申告が必要です

平成二十五年に、保険医年金を解約された方で、利息相当分が特別控除の五十万円を超えている場合は、申告する必要があります。ご解約時に三井生命から送付される「一時金お支払い通知書」に基づき、一時所得として申告をお願いいたします。

また、年金受給中の方も、昨年十一月に三井生命より送付された「年金のお支払内容報告書」に基づき、利息相当分を雑所得として申告することが必要です。

～休業保障ご加入の先生へ～  
休業されたら、すぐ保険医協会事務局へご連絡下さい。  
TEL: 076-442-8000